

食品表示に関する
お知らせ



「くるみ」のアレルギー表示が 義務になりました



令和5年3月9日、食品表示基準が改正され、
アレルギー表示が義務づけられている食品（特定原材料）に
「くるみ」が追加されました。

「くるみ」を含む食品を製造している事業者で、
まだ対応されていない場合は、
令和7年3月31日まで（経過措置期間）に
表示ラベルの切り替えを行う必要があります。

仕入先等の事業者間で情報共有を図り、
原材料・製造方法・表示ラベル等を再確認することで、
適切に表示をしてください。

⚠ 食物アレルギーは、特定のアレルゲン（食品）を摂取することで
アレルギー症状が起こり、場合によってはアナフィラキシーショックにより
命に関わることもある疾患であるため、経過措置期間にかかわらず、
速やかに表示することが望まれます。

特定原材料8品目

えび



かに



くるみ



小麦



そば



卵



乳



落花生



詳しくは「消費者庁」のホームページをご覧ください。

(URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/)



消費者庁HP

倉敷市保健所 生活衛生課

倉敷市笹沖170番地(くらしき健康福祉プラザの隣)

TEL : 086-434-9826 FAX : 086-434-9833

メール : hlthyg@city.kurashiki.okayama.jp